

払込保険料を差し引いた金額が90万円以下なら申告不要！

満期保険金を受け取った人

満期保険金は「一時所得」として扱う

満期となって受け取った保険金は、「一時所得」として課税対象になるので、確定申告をする必要があります。保険を中途解約したときの払戻金も同様です。

ただし、一時所得は支払った保険料の金額に加え、一律50万円が控除されるので、受け取った保険金（払戻金）から払込保険料と50万円を差し引きます。さらにその額の半分が「一時所得」となります。サラリーマンは、この「一時所得」が20万円以下のときは確定申告の必要がなくなります。

たとえば、受取保険金から払込保険料を引いた金額が90万円である場合、50万円が差し引かれて40

万円になり、さらにその半分の20万円が「一時所得」となります。このことから、サラリーマンは満期保険金から払込保険料を引いた金額が90万円以下であれば確定申告は不要と覚えておけばよいでしょう。

なお、一時所得の金額が20万円以下の場合でも、医療費の控除など、ほかの控除がある場合にはあわせて確定申告が必要です。

保険金については、満期保険金を一度に全額もらう場合は「一時所得」になりますが、年金のように保険金を月々もらうような場合は「雑所得」扱いになります。

保険金に関しては、保険料を払っていた人と受け取る人が異なる場合など、贈与税や相続税として課税されることもあるので、

「誰が支払い、誰が受け取ったか」に注意しましょう。

「一時所得」としての確定申告書の書き方

「一時所得」の場合、まず保険会社からもらう支払明細書の保険金額を、申告書第二表「収入金額」の欄に記入します。（左ページ②）次に、「払込保険料」を同じく申告書第二表の「支出金額」欄に記入します（同②）。「収入金額－支出金額＝50万円」の金額（所得金額）を第一表「収入金額等」の「一時」欄に記入し（同⑤）、さらにその金額の半分を同表「所得金額」の「二時」欄に記入します（同⑥）。少々複雑なので、国税庁ホームページの記入例などを参考にするとよいでしょう。

必要な書類



申告書

- 申告書AもしくはB（第一表、第二表）

申告書に添付するもの

- 保険会社が発行する支払明細書

確定申告一口メモ

Point

課税されないケース

保険金（払込保険料を差し引いた金額）が50万円以下の場合には、一時所得はゼロとなります。